

第7章 罰 則

第70条 第6条第1項から第3項まで、第21条、第34条第1項から第3項まで、第44条又は第52条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第70条の2 第8条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第23条第1項、第39条第1項から第4項まで、第47条第1項又は第57条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第70条の3 第6条第4項、第34条第4項又は第52条第3項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第71条 第37条又は第55条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条、第5条、第18条、第19条又は第42条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
- 二 第7条、第14条、第22条、第38条、第46条又は第56条の規定による指示に違反した者
- 三 第12条、第36条、第43条又は第54条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者
- 四 第12条の3第1項若しくは第2項（第12条の4第2項において準用する場合を含む。）第12条の4第1項、第36条の3第1項若しくは第2項（第36条の4第2項において準用する場合を含む。）第36条の4第1項、第54条の3第1項若しくは第2項（第54条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第54条の4第1項の規定に違反した者
- 五 第12条の3第3項（第12条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）第36条の3第3項（第36条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第54条の3第3項（第54条の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- 六 第13条第1項又は第20条の規定に違反して通知しなかつた者
- 七 第35条又は第53条の規定に違反して表示しなかつた者
- 八 第45条第1項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正

の記載をした者

九 第 45 条第 2 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者

十 第 66 条第 1 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第 1 項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一 第 66 条第 2 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第 2 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 前項第 4 号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第 11 条、第 12 条の 3 第 4 項（第 12 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）第 35 条、第 36 条の 3 第 4 項（第 36 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）第 53 条若しくは第 54 条の 3 第 4 項（第 54 条の 4 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第 12 条、第 36 条若しくは第 54 条の規定に違反して著しく事実と相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、1 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 73 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 28 条第 2 項又は第 31 条第 2 項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

二 第 66 条第 3 項（同条第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 3 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

三 第 66 条第 5 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 74 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 70 条の 2 3 億円以下の罰金刑

二 第 70 条又は第 70 条の 3 から前条まで 各本条の罰金刑

第 75 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の過料に処する。

一 第 27 条の 3 第 1 項、第 27 条の 4 第 1 項、第 30 条の 2 第 1 項又は第 30 条の 3 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第 29 条の 5 第 2 項若しくは第 32 条の 2 第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第 29 条の 5 第 2 項若しくは第 32 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者

第 76 条 第 28 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、10 万円以下の過料に処する。

解 説

- 1 特定商取引をめぐる法違反については、これまでの累次の法改正において、違法行為の悪質性や被害金額等の観点から、罰則の新設・拡充を行うことにより強化がなされてきている。
- 2 指定法人制度の導入にあわせ、当該指定法人の業務が適正に行われているかについて把握するための重要な手段である報告徴収及び立入検査が適正に行われるよう、第 73 条第 3 号において罰則担保することとしている。
- 3 併科について
実際の特定商取引法違反の処分状況をみると、有期懲役刑が科されたもののうち、執行猶予として処分されるものが少なくない。
しかし、訪問販売等の取引ルールに違反し、消費者の利益を害して行為者及び法人が経済的利益を得ていること及びその社会的影響の大きさにかんがみれば、執行猶予だけでは行為者への制裁としては不十分であり、経済的制裁を科することが適当である。
そこで、平成 11 年改正により、懲役刑に罰金刑を併科し得るものとし、現在は第 70 条から第 71 条の行為について措置されているところである。
- 4 罪数について
 - (1) 不実告知を常習的に行った者についての罪数
個別に不実告知を行った場面毎に罪が成立し、併合罪（複数の罪として、刑を適用する上で、一括として取り扱う。）となる。
 - (2) 書面の記載事項に虚偽記載と不備記載がある場合の罪数
例えば法第 5 条の規範とは、「必要的記載事項を全て、かつ正確に記載した書面を遅滞なく交付すること」であり、この規範に違反する態度を法第 72 条第 1 項第 1 号で「不交付、記載不備、虚偽記載」と例示したものである。したがって、法第 72 条第 1 項第 1 号は上記規範に違反したものに対する罰則であり、たとえ虚偽記載と不備記載が両方であろうとも、単統一罪となる。
- 5 第 74 条は、第 70 条から第 73 条までの違反行為があったときは、その行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は人に対しても罰金刑を科する旨の規定、いわゆる両罰規定である。

現在の刑法理論では、法人には犯罪行為能力は認められていないが、本法のような企

業の事業活動を規制対象とする法律にあっては、実際の行為者のみを罰するのでは規制目的を十分に達することができないので、監督責任のある法人又は人にも罰金刑を科することとしているものである。

なお、平成 11 年改正により、法人と自然人の資力格差等を勘案し、法人の違反行為に対して十分な抑止効果を持たせるため、法人の違反行為のうち、悪質性が高い業務停止命令違反については、自然人に対する罰金額よりも重課するいわゆる法人重課規定が設けられた。

6 罰金額及び懲役の引き上げについて

平成 11 年改正では、法違反の抑止力となるよう懲役刑及び罰金刑の強化を図っており、禁止行為及び業務停止命令違反については「1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」から「2 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金」に、書面の交付義務違反、主務大臣の指示違反、誇大広告等については「50 万円以下の罰金」から「100 万円以下の罰金」にそれぞれ引き上げを行った。

また、平成 20 年改正においては、「不実告知」「重要事項不告知」「威迫・困惑行為」については、特定商取引法違反を構成する中核的な罪であり、これまで行政処分を行った多くの事案で行われている極めて悪質な違反行為であることから、他の法令の罰則水準も踏まえて「3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金」へと引き上げ、勧誘目的を告げずに誘引した者に対し公衆の出入りする場所以外の場所で勧誘する行為なども、「1 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金」へと引き上げを行った。